



🍀 気になるアレコレ簡単解説 🍀

身近な法律のススメ

～ 事業承継対策 株式を例に ～

ある株式会社

このような事案を想定してみます。

- ・創業者Aが株式会社Bを経営している。株式会社Bの発行済み株式総数は40株であり、全てAが保有している(100パーセント株主)。
- ・Aの子であるXがAの跡を継ぐことが決まっており、Xは株式会社Bで勤務している。
- ・Aには妻Cと子Dがいる。



柏事務所所属 弁護士
佐藤 寿康

創業者の急死と株式の行方

この状態で創業者Aが急死したとします。すると、Aが保有していた株式は、後継者Xと妻Cと子Dの話し合い(遺産分割協議)がまとまるまで、XとCとDの共有になります。後継者X10株、妻C20株、子D10株と当然に分割されるわけではありません。

そして、この40株分の議決権は、共有持分の過半数で100パーセント行使できます(会社法106条、最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁)。したがって、妻Cと子Dが結託すれば、40株分すべての議決権を行使することができます。後継者Xを排除することもやろうと思えばできてしまいます。後継者Xにとって株式会社Bを経営することはとても厄介な道になります。経営していくためには妻Cや子Dの要求に対応していかなければなりません。

仮に後継者Xが株式を保有していても、創業者Aが発行済み株式総数の過半数を保有していれば、妻C及び子Dが結託すれば、創業者Aの保有していたその過半数の議決権を全て行使できます。株式会社Bの経営権は、妻C及び子Dのものということができます。

創業者A存命中は、妻Cや子DはAの意向や方針に大きな異議は唱えなかったかもしれません。しかし、A死亡後、妻Cや後継者以外の子が権利主張を行うようになるという事態は、それほど珍しくはありません。株式会社Bの業績が良好であるほど、創業者の死亡後、後継者以外の相続人が権利主張を行う動機は強くなります。

対策の必要

このような問題が生じないように、創業者Aの存命中、滞りなく後継者Xが株式会社Bを運営できるようにするための対策をすることが、株式会社Bの経営の円滑な承継、進行のために求められます。

事業承継対策の目的は、このように滞りなく承継が行われるようにすることです。上記の株式に関する対策もこれに含まれます。もちろん、事業承継対策は、株式関係にとどまるわけではありません。

事業承継対策の主役は、現経営者のかたが主役です。跡継ぎのかたを災難に巻き込まないためにも、しっかり対策しておきたいものです。

(文責 佐藤寿康)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



ZOOMを使用したセミナー・説明会を開催しています

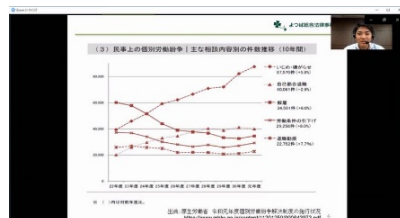
当事務所では新型コロナウイルスの関係で対面でのセミナーを中止しています。そんな中で現在は ZOOM を使用したオンラインセミナーを開催しています。これまでにいったセミナーをご紹介します。

よつば主催オンラインセミナー

8月21日開催 講師:村岡つばさ

『1時間でわかる！パワハラ防止法改正と企業の対応実務』

当日は、多くの企業様・社会保険労務士様にご参加いただき、パワハラ防止法の改正の要点、対応ポイント等をお話させていただきました。又、パワハラの判断基準等もお話しいたしました。



セミナー中の PC 画面のスクリーンショットです。スライドテキストをメインにし、講師の弁護士は右上に映っています。

柏商工会議所様主催オンラインセミナー

9月16、17日開催 講師:大友竜亮

『【アフターコロナ&ウィズコロナ時代】に勝ち残るための経営支援セミナー』

社労士の先生らとともに柏商工会議所様主催のセミナーに講師として参加しました。with コロナ時代の経営戦略として雇用の継続や賃金支払い、労務管理等の対応策を法的観点を交えてお話ししました。また在宅ワーク導入時のルール作成、情報やセキュリティ等の運用方法もQ&Aと共に解説しました。



ZOOMでのセミナーは画面越しとなりますので、対面とは異なります。試行錯誤を今後も続けていきます。

よつばオンライン事務所説明会

9月8日他開催

『74期司法修習生向け事務所説明会』

司法試験を受験された方を対象とした採用説明会をオンラインで行いました。弁護士3名が事務所のこと・自身の仕事内容等についてお話ししました。その後は参加者からの質問タイムでした。全員カメラで顔を映してもらい、その場で質問を受け付け回答していききました。今後は説明会の他にクレーク(インターンのようなもの)もオンラインで開催予定です。



弁護士3名が1人1台PCを使用し、同時にZOOMで参加しています。こんな時期なので対面は難しいですが画面上でも顔を見合わせながらお話しできるのはやはりいいものですね。

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



健康改善&ダイエット記録 vol.1

弁護士 辻 悠祐 編



「なんかお腹が出てきた(メタボ!?)」

「体年齢が実年齢よりも20歳ほど上に測定されるようになった」

「健康診断でことごとく引っかかるようになってきた」

などを理由に、今年の8月頃より週に1回断食するというダイエットを始めてみました。

このダイエットを始めて気づいたことは、以下のとおりです。

- ・運動しなくてもよい。我慢するのは週に1日だけでよいのは楽
- ・健康への意識が高まるので、暴飲暴食の数が減る
- ・想像していたよりは楽。ただし、夜寝るときにお腹が減って寝つきが少し悪くなる
- ・断食した日は体が軽く、調子がいい感じがする。

寝つきが悪くなるのがストレスになってしまったので、少し断食ダイエットにアレンジを加えて、以下のルールでダイエットを継続していくことにしました。

- ・晩御飯では、原則として、ご飯・麺類は食べない。
ただし、外食しているときやご飯がすすむおかずが出てきたときは除く。
- ・週に1回は炭水化物を取らない日を作る。
サラダ、豆腐、ゆで卵、サラダチキン等はOK
- ・暇な時間ができたら、無理のない範囲で腕立て・腹筋を行う。

長期間継続できることを目標にしたダイエットなので、かなりルールを緩やかにしました。特に、ご飯がすすむおかずがどうかは、ほとんどその日の気分で、その日の空腹具合にもよるので、ルールとしてはゆるゆるだと思います。

しかし、今まで晩御飯で必ず白ご飯を食べていたのが、上記のようなルールにすることで、週に1~2回程度まで減らすことができました。また、週に1回は炭水化物を取らないというルールを作ることで、健康を意識する時間が増えました。

まだダイエットを始めて1カ月弱ですが、体重はダイエット前に比べて約2キロ落ちました。ダイエットの目標が-5キロだったので、あと3キロ落として、それを継続できるように頑張りたいと思います！

(文責:辻悠祐)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第38回 赤ワインにあう1000円以下の肉料理～



涼しくなってきた、赤ワインもおいしい季節です。「赤ワインには肉料理」といいますが、安くておいしく、かつ、だれでも簡単にできる肉料理のご紹介です。

■豚タン焼き

豚タンは牛タンに比べると安いです。スーパーで買ってくれば、500円位おなかいっぱいになります。赤ワインにもよくあいます。お勧めは、ニンニク、ごま油、塩コショウで味付けをして焼く方法です。「ちょっとした焼肉屋」の味が楽しめます。

■豚ハツ焼き

豚ハツも安くておなかいっぱいになります。単純に塩コショウで焼くのがおいしいような気がしますが、お酒のつまみにする場合には禁じ手の「うま味調味料」を入れる方法があります。お酒が進みます。

■キムチもつ煮込

モツを買ってきてキムチと一緒にゆでます。私はキムチとモツだけをゆでても十分おいしいと思いますが、色々調味料を入れるとなおおいしくなるかもしれません。モツは、豚モツというのがスーパーでよくありますが、お肉が充実しているスーパーだと、豚モツ以外の色々な煮込み用のお肉が売っています。最近のお勧めは、生鮮市場 TOP 増尾台店(柏の近くです)にある「あまいけ」というお肉屋さんです。

■鳥鍋

鶏肉、しめじ、春雨の3種類位を入れて、ポン酢で食べるのが最近のはやりです。

■肉料理に合う赤ワイン

肉料理に合うワインとしては、アルゼンチンのブドウ品種の「マルベック」がお勧めです。しっかりした味が楽しめますし、香りもよいです。フランスのワインより、コストパフォーマンスがよい印象を受けています。

【文責】大澤一郎

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。